



中標津空港 A2-BCP の概要 (業務継続計画)

令和 2 年 3 月

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部
中標津空港管理事務所

目 次

1 総 則

(1) 空港業務継続計画の意義と目的	1
(2) 関係機関における個別BCPとの関係	1
(3) 業務継続計画の基本方針	1
(4) 本計画の対象機関	1

2 被害想定

(1) 地震	1
(2) 異常気象等	1

3 総括的災害マネジメントに向けた目標

(1) 滞留者の安全・安心の確保	2
(2) 航空ネットワークの維持又は早期復旧	2

4 現地対策本部の設置

(1) 設置	2
(2) 構成	2
(3) 役割	2

5 業務継続計画

(1) 基本計画	
5-1 滞留者対応計画	3
5-2 早期復旧計画	4
(2) 機能別対応計画	
5-3 電力喪失時	7
5-4 通信機能喪失時	9
5-5 上下水道機能喪失時	11
5-6 燃料確保	13
5-7 空港アクセス情報確保	15

別表1 中標津空港A2-BCP現地対策本部構成機関	17
---------------------------	----

1. 総 則

(1) 空港業務継続計画の意義と目的

中標津空港において、あらゆる自然災害が発生した場合において、全ての空港利用者の安全・安心の確保と、空港全体としての機能保持や滑走路等の空港施設の早期復旧に向けた関係機関の役割分担等を明確化し、一体となって行動することを目的とする。

(2) 関係機関における「個別BCP」との関係

各関係機関が、専門的知見をもって自らの行動計画を個別に策定された業務継続計画「個別BCP」と、空港関係者が一体となって大規模自然災害等に備え、空港の機能維持・被災復旧に向けた対応を可能とするために作成した、空港業務継続計画「A2-BCP」(Airport Advanced Business Continuity Plan)と一体となって取組をなすものと位置づけ、空港全体として有する資源を効果的かつ最大限に活用するため「個別BCP」と「A2-BCP」は連動する関係にある。

	各関係機関個別の業務継続計画 「個別BCP」	空港業務継続計画 「A2-BCP」
主 体	各関係機関	現地対策本部
目 的	自然災害等の発生に備え、人員やライフラインなどが制約された状況下で、非常時優先業務を特定するとともに業務継続のための業務資源の確保、配分等について必要事項を定め、業務レベルの向上を図る。	上記1. (1) のとおり

(3) 業務継続の基本方針

① 空港利用者の安全・安心の確保

自然災害発生後72時間を目標として、想定される全ての滞留者が安全・安心に過ごせる環境を確保する。

(4) 空港機能の早期復旧(救急、救命活動の拠点としての機能確保)

① 回転翼緊急機の受入れ

○警報解除後3時間以内。

② 固定翼緊急機の受入れ

○警報解除後72時間以内。

(5) 空港機能の早期復旧(航空ネットワーク機能の確保)

① 民航機の受入れ【空港機能復旧後24時間以内】。

2. 被害想定

(1) 地震

① 想定規模

中標津空港管理事務所業務継続計画(平成29年2月)と同じ中標津町において震度「6強」の地震が発生することを想定する。

② 被害状況

○旅客ターミナルビル内の上下水道が使用不可。

○道道中標津空港線が通行止め。旅客ターミナルビル内に滞留者が100人滞留

○滑走路、誘導路等の基本施設が使用不可。

(2) 異常気象等

① 想定規模

大雨、台風、大雪、暴風雪については、次のとおり警報基準を上回る過去最大レベルのものにより想定し、火山の噴火による降灰は、北海道地域防災計画の火山災

害対策計画における中標津町周辺火山の噴火を想定する。

○大 雨：1 時間に 80mm 以上、または 24 時間で 300mm の降雨を観測

○台 風：瞬間最大風速 40m/s 以上、暴風域 6 時間以上継続

○大 雪：12 時間の降雪の深さが 50cm 以上の積雪を観測

○暴風雪：雪を伴う上記台風と同等の気象現象を観測

○降 灰：雌阿寒岳、アトサヌプリの噴火を観測

②被害状況

根室振興局地域災害対策要綱の被害想定に準ずるものとし、かつ、空港については以下を想定する。

○道道中標津空港線が通行止め。旅客ターミナルビル内に滞留者が 100 人滞留

○積雪により滑走路及び誘導路等が使用不可。

○火山噴火による降灰のため滑走路及び誘導路等が使用不可。

3. 統括的災害マネジメントに向けた目標

(1) 滞留者の安全・安心の確保

自然災害発生後に空港アクセスが途絶えたとしても、最低限 24 時間空港内に滞在することが可能となるよう、必要な備蓄品（非常食、飲料水、毛布、寝袋等）の確保等により環境を整備する。

また、自然災害発生後 8 時間は平常の 50% 程度の電力及び上下水道機能を維持する。

(2) 航空ネットワークの維持又は早期復旧

大規模地震により被災した場合であっても、復旧作業が開始でき次第、24 時間以内に民間航空機の運航が可能となる状態まで空港機能を復旧させる。

また、特別警報級の気象（大雨、台風、大雪、暴風雪、火山噴火による降灰等）により被災した場合であっても、気象状況の回復後 24 時間以内に民間航空機の運航が可能となる状態まで滑走路等の空港施設を復旧させる。

4. 現地対策本部の設置

(1) 設置

中標津空港においては、次の設置基準に達する自然災害が発生した場合に現地対策本部を設置する。

なお、設置基準については次のとおり。

①地震

○中標津空港で震度「6 弱」以上の地震が発生した場合は自動参集

②異常気象等

○中標津町で気象等に関する特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表された場合は自動参集 ※空港周辺において避難命令が発令された場合を除く。

③上記①及び②に関わらず、自然災害の発生が予見され、かつ、空港の機能維持・復旧や滞留者対応等について、関係者との統括的な調整が必要と空港管理事務所長が判断した場合。

(2) 構成

現地対策本部の構成は「別表 1」のとおりとする

(3) 役割

現地対策本部は、主に次の事項を行う。

①自然災害やその被害、加えて復旧状況等に関する情報の一元的な収集・共有、記録・整理、外部機関への発信

②被災状況に基づく対応方針の決定

③決定事項に基づく関係機関への要請

④空港施設や空港アクセス等の被災復旧状況に応じた外部機関への各種要請

5. 業務継続計画

(1) 基本計画

5-1. 滞留者対応計画

(1) 被害想定

○地震、異常気象等の発生により空港にアクセス可能な全ての道路が通行不可の機能停止となり、航空旅客等の旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員を合わせて、空港内において夜間の滞留者100人余りが発生。

○滞留者が空港内で最大24時間滞在。

(2) 行動目標

○1時間以内に滞留者数及び被害状況を把握。

(3) 役割分担

○「中標津空港における自然災害による旅客滞留事案発生時の対応マニュアル（平成28年3月10日策定、平成29年3月27日一部改正）」に基づく。

<表5-1-1：関係機関の役割分担>

区分	中標津空港管理事務所	根室中標津空港ビル(株)	全日本空輸(株) 中標津空港所
事前の備え	○各種マニュアルの作成 ○各機関における備蓄品及び資材数量の把握	○旅客ターミナルビルの耐震化 ○備蓄品の準備 ○メガホンの準備	
自然災害発生直後	○各関係機関からの被害状況の収集・整理 ○国土交通省航空局へ被害状況等の連絡 ○現地対策本部の設置	○旅客を含む利用者の避難誘導 ○電気設備・通信・上下水道等の確認 ○滞留スペースの確保 ○滞留者数の把握 ○滞留者への情報提供 ○テナント営業の調整 ○非常食及び飲料水の手配	○飛行中の機内や出発空港での旅客に対する情報提供
応急復旧時	○資材（毛布）の提供	○備蓄品（非常食及び飲料水）の配布 ○資材（毛布・寝袋）の提供 ○滞留者相談窓口の設置	○資材（毛布・スリッパ）の提供

<表 5-1-2 : タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者		
		中標津空港管理事務所	根室中標津 空港ビル(株)	全日本空輸(株) 中標津空港所
自然災害 発生直後 ～ 15分以内		○被害状況の情報収集 ○国交省航空局へ被害 状況連絡（第一報）	○被害状況の収集	○被害状況の収集
30分後		○非番職員の招集 ○現地対策本部構成 機関の招集 ○非常用臨時電話回線 の設置	○非番職員の招集 ○現地対策本部へ 人員派遣	○非番職員の招集 ○現地対策本部へ 人員派遣
40分後		○現地対策本部の設置（以降、対策本部による対応） ○各関係機関の被害状況の分析、復旧目途、優先順位の検討及び 人員配置等の対処方針を決定		
1時間後	○空港アク セス道路 が不通	○道路管理者に迂回路及び復旧の目途を確認 ○迂回路が使用可能な場合、交通事業者（バス、タクシー）に迂回 路による運行の要請		
2時間後	○道路不通 継続及び 迂回路使 用不可	○備蓄品及び資材の準備 ○滞留スペースの確保 ○滞留者数（外国人の国籍・人数含む）の把握 ○携帯電話等の充電器の提供		
4時間後	○滞留者 100人	○備蓄品及び資材の提供 ○滞留者相談窓口の設置		
24時間後	○空港アク セス道路 開通 ○滞留解消	○提供資材の回収 ○滞留スペースの撤収 ○定期便の運航再開に向けた各種調整 ○現地対策本部の解散		

5-2. 早期復旧計画

(1) 被害想定

○地震の発生により滑走路面にクラックが発生し、航空機の離着陸が不可。

(2) 行動目標

○自然災害発生後2時間以内に必要な職員及び従業員が空港内に参集。

(3) 空港機能の早期復旧（救急、救命活動の拠点としての機能確保）

○回転翼緊急機の受入れ【警報解除後3時間以内】。

○固定翼緊急機の受入れ【警報解除後72時間以内】。

(4) 空港機能の早期復旧（航空ネットワーク機能の確保）

○自然災害発生後24時間以内に民間航空機が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧。

(5) 役割分担

- 「中標津空港保安管理規程（セイフティ編）（平成 21 年 4 月 1 日制定、平成 31 年 4 月 1 日改正）」の附属書 1 中標津空港緊急時対応計画（自然災害編）に基づく。

<表 5-2-1：関係機関の役割分担>

区分	中標津空港 管理事務所	根室中標津 空港ビル(株)	全日本空輸（株） 中標津空港所	東京航空局 新千歳空港 事務所	その他の関係 機関（「中標津 空港緊急時対 応計画」配付 先）
事前 の 備 え	○滑走路等の 液状化対策	○旅客ターミナル ビル及び各主要 施設の耐震化			
自然 災 害 発 生 直 後	○基本施設・無線 関係施設・灯火 施設の被害状 況の確認 ○各関係機関か らの被害状況 の収集・整理 ○国土交通省航 空局へ被害状 況等の連絡 ○現地対策本部 の設置	○旅客ターミナル ビル及び各主要 施設の被害状況 の確認と空港管 理事務所への報 告	○航空機やGSE 車両の被害状況 の確認と空港管 理事務所への報 告	○無線関係施設 の被害状況に ついて、確認 書に基づき管 理事務所から 情報収集・ 整理	○中標津空港 緊急時対応 計画（自然 災害編）に 基づく行動
応 急 復 旧 時	○基本施設・無線 関係施設・灯火 施設の復旧 ○道と地域の建 設業協会の間 で締結済の「災 害時における 応急対策業務 に関する実施 体制表」に基づ き協力要請 ○TEC-FORCE の派 遣要請	○旅客ターミナル ビル及び各主要 施設の復旧	○航空機の運航再 開に向けた調整	○無線関係施設 の復旧 ○職員の派遣	

<表5-2-2：タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者			
		中標津空港 管理事務所	根室中標津 空港ビル(株)	全日本空輸(株) 中標津空港所	東京航空局 新千歳空港 事務所
自然災害 発生直後 ～ 15分以内		○被害状況の 情報収集 ○国交省航空局 へ被害状況連 絡（第一報）	○被害状況の情 報収集	○被害状況の情 報収集	○被害状況の 情報収集
30分後	○滑走路にク ラックが発 生し、航空 機の離着陸 が不可	○非番職員の 招集 ○現地対策本部 構成機関の 招集 ○非常用臨時 電話回線の 設置	○非番職員の 招集 ○現地対策本部 へ人員派遣	○非番職員の 招集 ○現地対策本部 へ人員派遣	
40分後		○現地対策本部の設置（以降、対策本部による対応） ○各関係機関の被害状況の分析、復旧目途、優先順位 の検討及び人員配置等の対処方針を決定			○現地対策 本部と情報 共有
2時間以内		○道と地域の建設業協会の間で締結済の「災害時にお ける応急対策業務に関する実施体制表」に基づき応 急対策業務の協力要請 ○被害状況に応じてTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊) の派遣要請の検討			○無線関係 施設の被害 状況に応じ て、職員の 派遣を検討 ○委託業者に 復旧指示
4時間以内	○復旧作業 着手	○作業人員、車両、資材等の搬入搬出及び作業進捗の管理			
24時間経過 ～ 48時間経過 ～ 72時間後	○復旧作業 完了 ※運航再開に 必要な最低 限の応急措 置の完了 ○定期便の 運航再開	○復旧作業の進捗確認 ○定期便の運航再開スケジュールの検討 ○定期便の運航再開のための各関係機関との調整 ○現地対策本部解散			

※その他の関係機関には、現地対策本部としてタイムテーブルに関わらず随時に協力要請する。

(2) 機能別対応計画

5-3. 電力喪失時

(1) 被害想定

○地震、異常気象等の発生により送電機能が停止し、空港への電力供給が寸断。

(2) 行動目標

○停電発生後、非常用電源設備(自家発電装置)の起動を確認し、電力会社に復旧の目途について確認。

(3) 役割分担

<表 5-3-1 : 関係機関の役割分担>

区分	中標津空港管理事務所	根室中標津 空港ビル(株)	全日本空輸(株) 中標津空港所	東京航空局新千歳 空港事務所
事前の備え	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用電源設備稼働のための十分な燃料の確保 ○非常用臨時電話回線の定期点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用電源設備稼働のための十分な燃料の確保 ○携帯電話機等の充電器の手配 		<ul style="list-style-type: none"> ○非常用電源設備稼働のための十分な燃料の確保
自然災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ○北電に早期復旧の要請及び復旧の進捗について随時の情報提供を依頼 ○非常用電源設備による施設内電源の確保 ○各関係機関からの被害状況の収集・整理 ○国土交通省航空局へ被害状況等の連絡 ○現地対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○旅客ターミナルビル内の電気設備等の被害状況の確認 ○非常用電源設備による施設内電源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○飛行中の機内旅客や出発空港での旅客に対する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用電源設備による無線関係施設電源の確保 ○停電復旧の目途について北電から情報収集・整理
応急復旧時	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用電源設備に異常があった場合の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用電源設備に異常があった場合の対応 		<ul style="list-style-type: none"> ○非常用電源設備に異常があった場合の対応 ○必要に応じて職員の派遣

<表 5-3-2 : タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者			
		中標津空港 管理事務所	根室中標津 空港ビル(株)	全日本空輸(株) 中標津空港所	東京航空局新 千歳空港事務所
自然災害 発生直後 ～ 15分以内	○停電発生	○非常用電源設 備の稼働確認 ○北電に停電の 情報収集 ○被害状況の 情報収集 ○国交省航空局 へ被害状況連 絡(第一報)	○非常用電源設 備の稼働確認 ○被害状況の 情報収集	○被害状況の 情報収集	○非常用電源設 備の稼働確認 ○被害状況の 情報収集
30分後		○非番職員の 招集 ○現地対策本部 構成機関の 招集 ○非常用臨時電 話回線の設置	○非番職員の 招集 ○現地対策本部 へ人員派遣	○非番職員の 招集 ○現地対策本部 へ人員派遣	
40分後		○現地対策本部の設置(以降、現地対策本部による対応) ○各関係機関の被害状況の分析、復旧目途、優先順位の 検討及び人員配置等の対処方針を決定			○現地対策本部 と情報共有
1時間後	○停電継続	○北電から停電復旧状況の情報提供を受ける			
2時間後	○停電継続	○北電から停電復旧状況の情報提供を受ける ○各施設の非常用電源設備稼働継続のために必要な燃料の調達 ※平時の契約先からの供給が困難な場合「北海道地域防災計画 (第18節 石油類燃料供給計画)」に基づき要請			
4時間後	○停電継続	○北電から停電復旧状況の情報提供を受ける			
24時間後	○停電継続	○北電から停電復旧状況の情報提供を受ける ○定期便の運航再開に向けた各種調整			
48時間後	○定期便の 運行再開 ○停電継続	○非常用電源設備による定期便運行のための必要電力の供給 ○非常用電源設備の燃料調達 ○北電から停電復旧状況の情報提供を受ける			
72時間後	○停電復旧	○現地対策本部解散			

5-4. 通信機能喪失時

(1) 被害想定

○地震、異常気象等の発生により携帯電話の通信規制が行われ、音声通信が困難。

(2) 行動目標

○通信環境の復旧目途について、各携帯電話会社に確認。

○4時間以内に通信環境を整備。

(3) 役割分担

<表5-4-1：関係機関の役割分担>

区分	中標津空港管理事務所	根室中標津空港ビル(株)
事前の備え	○非常用臨時電話回線の定期点検	○Wi-Fi 環境の整備
自然災害発生直後	○非常用臨時電話回線を使用して各携帯電話会社から被害状況の収集・整理 ○各関係機関からの被害状況の収集・整理 ○国土交通省航空局へ被害状況等の連絡 ○現地対策本部の設置	
応急復旧時		○滞留者に対し、Wi-Fi が利用可能なエリアの情報提供

<表 5-4-2 : タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者	
		中標津空港管理事務所	根室中標津空港ビル(株)
自然災害 発生直後 ～ 15分以内	○通信障害発生	○被害状況の情報収集 ○国交省航空局へ被害状況連絡 (第一報)	○被害状況の情報収集
30分後		○非番職員の招集 ○現地対策本部構成機関の招集 ○非常用臨時電話回線の設置	○非番職員の招集 ○現地対策本部へ人員派遣
40分後		○現地対策本部の設置(以降、現地対策本部による対応) ○各関係機関の被害状況の分析、復旧目途、優先順位の検討及び 人員配置等の対処方針を決定	
1時間後	○通信障害継続	○ターミナルビル内における通信環境の確認 ○非常用臨時電話により、携帯電話各社に通信環境復旧の目途に ついて確認 ○滞留者へWi-Fi利用可能エリアの情報提供	
2時間後	○通信障害継続	○通信環境の復旧目途について滞留者へ情報提供	
4時間後	○通信障害解消	○被害が通信障害のみだった場合は、現地対策本部解散	

5-5. 上下水道機能喪失時

(1) 被害想定

○地震、異常気象等の発生により上水管が損壊し水道水の供給が停止、停電発生により下水設備も機能停止。

(2) 行動目標

○滞留者用の飲料水とトイレ使用時の水洗用水を24時間分確保。

(3) 役割分担

<表5-5-1：関係機関の役割分担>

区分	中標津空港管理事務所	根室中標津空港ビル(株)
事前の備え		<ul style="list-style-type: none"> ○水道管の耐震化 ○飲料水及びトイレ用水洗水の供給手段の確保
自然災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ○中標津町役場（上下水道課）に早期復旧の要請 ○各関係機関からの被害状況の収集・整理 ○国土交通省航空局へ被害状況等の連絡 ○現地対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ターミナルビル内の上下水道設備の緊急点検
応急復旧時		<ul style="list-style-type: none"> ○滞留者に対し、上水の使用制限やトイレの使用可否について情報提供

<表 5-5-2 : タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者	
		中標津空港管理事務所	根室中標津空港ビル(株)
自然災害 発生直後 ～ 15分以内	○上下水機能停止	○被害状況の情報収集 ○国交省航空局へ被害状況連絡 (第一報)	○被害状況の情報収集
30分後		○非番職員の招集 ○現地対策本部構成機関の招集 ○非常用臨時電話回線の設置	○非番職員の招集 ○現地対策本部へ人員派遣
40分後		○現地対策本部の設置 (以降、現地対策本部による対応) ○各関係機関の被害状況の分析、復旧目途、優先順位の検討及び人員配置等の対処方針を決定	
1時間後	○上下水機能停止継続	○中標津町役場 (上下水道課) に対し早期復旧の要請	
2時間後	○上下水機能停止継続	○飲料水及びトイレ用携帯水洗水の準備	
4時間後	○上下水機能停止継続	○飲料水及びトイレ用携帯水洗水の配給所設置	
24時間後	○上下水機能復旧	○配給所の撤収 ○現地対策本部解散	

5-6. 燃料確保

(1) 被害想定

○地震、異常気象等の発生により空港にアクセス可能な全ての道路が通行不可の機能停止となり、配送による空港への燃料供給が寸断。

(2) 行動目標

○各道路管理者に迂回路の確認。
○燃料供給事業者に迂回路による配送の要請。

(3) 役割分担

<表5-6-1：関係機関の役割分担>

区分	中標津空港管理事務所	根室中標津空港ビル(株)	国際航空給油(株) 中標津空港事業所
事前の備え			○航空機用燃料貯蔵タンクの耐震化
自然災害発生直後	○各関係機関の備蓄燃料の残量及び設備の被災状況について情報の収集・整理 ○国土交通省航空局へ被害状況等の連絡 ○現地対策本部の設置	○ターミナルビル運用及びGSE車両等の燃料残量の把握	○航空機用燃料貯蔵タンク及び給油設備の被害状況確認
応急復旧時			○航空機用燃料貯蔵タンク及び給油設備の復旧

<表 5-6-2 : タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応機関		
		中標津空港管理事務所	根室中標津空港ビル(株)	国際航空給油(株) 中標津空港事業所
自然災害 発生直後 ～ 15分以内	○空港アクセス道路が不通	○非常用電源設備稼働 ○被害状況の収集・報告	○非常用電源設備稼働	
30分後		○非番職員の招集 ○本部構成機関の招集 ○非常用臨時電話回線の設置	○非番職員の招集	○非番職員の招集
40分後		○現地対策本部の設置（以降、現地対策本部による対応） ○各関係機関の被害状況の分析、復旧目途、優先順位の検討及び人員配置等の対処方針を決定		
1時間後	○道路不通継続及び迂回路の使用不可	○道路管理者に迂回路及び復旧の目途を確認		
4時間後	○迂回路の使用可	○迂回路が使用可能な場合、燃料供給事業者に迂回路による配送の要請 ※平時の契約先からの供給が困難な場合「北海道地域防災計画（第18節 石油類燃料供給計画）」に基づき要請		
24時間後	○空港アクセス道路開通	○現地対策本部の解散		

5-7. 空港アクセス情報確保

(1) 被害想定

○地震、異常気象等の発生により空港にアクセス可能な全ての道路が通行不可の機能停止。

(2) 行動目標

○各道路管理者に迂回路の確認。

○交通事業者（バス、タクシー会社）に迂回路による運行の要請。

(3) 役割分担

<表5-7-1：関係機関の役割分担>

区分	中標津空港管理事務所	根室中標津空港ビル(株)	全日本空輸(株) 中標津空港所
事前の備え	○迂回路ルートを検討		
自然災害発生直後	○道路の被害、啓開、復旧の状況に関する情報の収集・整理 ○国土交通省航空局へ被害状況等の連絡 ○現地対策本部の設置		○飛行中の機内や出発空港での旅客に対する情報提供
応急復旧時		○交通事業者（バス、タクシー会社）に迂回路による運行の要請	

<表 5-7-2 : タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者		
		中標津空港 管理事務所	根室中標津空港 ビル(株)	全日本空輸(株) 中標津空港所
自然災害 発生直後 ～ 15分以内		○被害状況の情報 収集 ○国交省航空局へ 被害状況連絡(第 一報)	○被害状況の収集	○被害状況の収集
30分後		○非番職員の招集 ○現地対策本部構 成機関の招集 ○非常用臨時電話 回線の設置	○非番職員の招集 ○現地対策本部へ 人員派遣	○非番職員の招集 ○現地対策本部へ 人員派遣
40分後		○現地対策本部の設置(以降、現地対策本部による対応) ○各関係機関の被害状況の分析、復旧目途、優先順位の検討及 び人員配置等の対処方針を決定		
1時間後	○空港アクセス 道路不通	○道路管理者に迂回路及び復旧の目途を確認		
4時間後	○迂回路の使用可	○迂回路が使用可能な場合、交通事業者(バス、タクシー)に 迂回路による運行の要請		
24時間後	○空港アクセス 道路開通	○現地対策本部の解散		

別表 1

中標津空港A 2 - B C P 現地対策本部構成機関

中標津空港管理事務所
全日本空輸(株)中標津空港所
根室中標津空港ビル株式会社
国際航空給油株式会社中標津空港事業所
国土交通省東京航空局新千歳空港事務所